

民間の保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等への電気料金補助金交付事業について

国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格の高騰の影響を受けた市内の民間の保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の事業者に対して、電気料金の経費上昇分について財政支援を行うため、下記のとおり補助金交付事業を実施します。

記

1 補助制度の概要

令和7年1月分から同年3月分までの3か月間と前年同期間の電気料金の差額を補助金として交付します。

(例)

- ・令和6年1月分から3月分の電気料金 合計100,000円…①
- ・令和7年1月分から3月分の電気料金 合計150,000円…②

補助金額（電気料金の差額）：②－①＝50,000円

2 対象経費 市内の民間の保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の運営に係る電気料金

3 交付対象 市内の民間の保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等

4 申請期間 令和7年4月1日（火） ～ 令和7年5月30日（金）＜予定＞

5 制度周知 制度の詳細が決定次第、亀山市ホームページ等にて周知します。

6 事業ごとの予算措置

【児童福祉一般事業／民間保育所補助費】

・保育所・認定こども園	補助金額	125,000円×5施設＝	625,000円
・小規模保育所	補助金額	69,000円×2施設＝	138,000円
		小計	<u>763,000円</u>

【私立学校等助成事業／私立学校等助成事業】

・幼稚園	補助金額	331,000円×1施設＝	331,000円
		小計	<u>331,000円</u>

【子育て環境づくり事業／放課後児童クラブ運営費】

・放課後児童クラブ	補助金額	51,000円×24支援単位＝	1,224,000円
		小計	<u>1,224,000円</u>

合計 2,318,000円